

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 水道建設課

不利益処分の内容	給水装置工事事業者の指定の停止
根拠法令等及び条項	栃木市指定給水装置工事事業者規程第 1 1 条
処分基準	根拠条項 栃木市指定給水装置工事事業者規程第 1 1 条
参考事項	
設定等年月日	平成 2 2 年 3 月 2 9 日設定 令和 元年 1 0 月 1 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市指定給水装置工事事業者規程抜粋</p> <p>第 1 1 条 前条各号のいずれかに該当する場合において、指定工事事業者に考慮すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、6 月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p> <p>第 1 0 条 管理者は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正の手段により第 4 条第 1 項の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 第 5 条各号に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 第 1 4 条各項の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第 1 5 条に規定する給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(6) 第 1 8 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(7) 第 1 9 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</p>